

日行連中央研修所「新入会員研修」に9名参加

業務指導部より

今年度より各地協ごとに初めて実施された日行連中央研修所主催の新入会員研修が、去る10月30～31日に名古屋市で開催され、当会からは受講対象者12名（平成19年度入会）中9名が参加されました。この参加率75%は全国の単位会ダントツの成績で、次は福井会の41%です。

また、参加された会員の感想も概ね好評でした。今後、この新入会員研修について、当会としては各種研修会参加の前提条件とする一方、引き続き参加交通費の一部助成等を実施し、積極的に参加を奨励していく予定です。

- 大変役立つ研修だった。行政書士の職務、心構え、健康と多岐にわたり、依頼人との信頼関係を築くことの大切さを改めて感じました。新入会員として必要な職業倫理、要件事実、
- 事実認定論、リーガルカウンセリング、事務所経営といった初級を研修させていただいて感謝。各講師の先生方の実践的なお話は、思った以上に有意義なものでした。
- これから行政書士として活動していくうえで
- 大変参考になりました。行政書士の責務の重要性を痛感しました。

参加者からの感想

大好評でした!

11/22～23

金沢大学法学部 東川浩二准教授による行政書士のための特別講座

「アメリカにおけるADRの実際」



去る11月22日と23日の両日、金沢大学キャンパス内の講義室で、一昨年、アメリカ（ハワイ大学）でネゴシエーションやADR等の研究をされた、法学部 東川浩二准教授による特別講座が開催されました。福井、岐阜、愛知、三重等県外の単位会からの参加者も含めて43名が受講し、日米の法体系・法曹養成制度の違いやアメリカにおけるADRやネゴシエーションについて学びました。例題を用いたネゴシエーションやメディエーションのロールプレイもあり、楽しく、そして非常に内容の深い特別講座でした。

いよいよ発足します

成年後見サポートセンター

石川県行政書士会成年後見サポートセンター（以下、「後見サポートセンター」という。）は、「国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命」とし、「国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する」という行政書士論理綱領を具体化する活動として石川県行政書士会に設置されることとされました（H20.12.6理事会承認。正式発足は、平成21年3月予定）。（次ページに「石川県行政書士会成年後見サポートセンター設置規則」を掲載します。）

正式発足までは、「後見サポートセンター設立準備室」として活動しますが、まずは、平成21年1月から3月まで、約30時間の成年後見人養成研修を実施します。（既に、申込は締め切られています）。

石川県行政書士会成年後見サポートセンター設置規則

(目的)

第1条 この規則は、石川県行政書士会（以下、「本会」という。）に石川県行政書士会成年後見サポートセンター（以下、「当センター」という。）を設置すること及びその任務並びに事業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 当センターは石川県行政書士会会則第36条の2に基づいて設置する。
2 当センターは石川県内に置く。

(任務)

第3条 当センターは、本会及び本会会員（以下、「会員」という。）が成年後見制度の一層の利用促進に寄与するため必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 当センターは、次の事業を行う。

- (1) 会員を対象とした任意後見監督人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督を行う事業
- (2) 会員を対象とした任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人の養成、推薦及び指導監督を行う事業
- (3) 成年後見制度に関して、相談に応ずる事業
- (4) 当センターが行う事業にかかる研修会等の企画、開催事業
- (5) 成年後見制度の広報及び調査、研究、その他情報の収集事業
- (6) 国、地方公共団体、福祉団体、職能団体との連携による協力支援事業
- (7) その他当センターの任務遂行に必要と認められる事業

(事務処理)

第5条 当センターの事務を処理するため事務局を置く。

(役職)

第6条 成年後見センターに、次の役職を置く。

- (1) 所 長 1名
- (2) 副 所 長 若干名
- (3) 事務局長 1名

2 前項の所長、副所長及び事務局長は会員の中から理事会の決議を得て、会長が委嘱する。

3 所長は当センターを代表し、その業務を統括する。

4 副所長は、所長を補佐し、所長に事故ある時はその職務を代理し、所長が欠けたときはその職務を行う。

5 事務局長は、当センターの事務処理を統括する。

(委員)

第7条 成年後見センターは、15名以内の委員を置くことができる。

2 前項の委員は、会員の中から所長の推薦により会長が委嘱する。

(任期)

第8条 所長、副所長及び事務局長の任期は、就任第2回目の本会の定時総会終了までとする。ただし、再任を妨げない。

2 所長、副所長及び事務局長は任期が満了し、又は辞任した場合においても後任者が就任するまでは職務を行う。

3 委員の任期は、第1項を準用する。

4 任期途中で就任した委員の任期は、第1項の規定にかかわらず他の委員の残存期間とする。

(会議)

第9条 所長は必要に応じて委員を招集し、当センターの事業にかかる事項につき意見を求めることができる。

(会計)

第10条 当センターの事業に必要な経費は、本会の予算をもってあてる。

(細則)

第11条 この規則に定めのあるものの他、当センター運営のために必要な事項は細則をもって別に定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は理事会の決議をもってする。

附則 この規則は平成20年12月6日から施行する。

■石川県行政書士会 成年後見サポートセンター（設立準備会）第1期成年後見人養成研修プログラム（案）

| 研修日 | 回 | 科目名 | 時間数 | 内 容 | 講師依頼 予定先 | 指定テキスト | 備 考 |
|----------------------|----|-------------------------|-----|--|--|----------------------|--|
| 1 平成21年 1月14日 | 1 | 研修ガイダンス | 0.5 | 研修等の説明 | 事務局 | 法定業務研修 「成年後見」 | |
| | 2 | 行政書士と 成年後見活動 | 1.5 | 行政書士が担う成年後見 活動の意義を理解する | 衆 行政書士 (NPO法人神 奈川成年後 見サポートセ ンター理事) | 講師委任 | 社会貢献の視点と 高い倫理性の重要 性にも触れる |
| | 3 | 事例検討(1) | 1.0 | 行政書士が成年後見人と なった事例 | | | |
| 2 平成21年 1月21日 | 4 | 成年後見制度 概論(1) | 1.5 | 成年後見制度の概要を 理解する | (社)リーガル サポート | 講師委任 | 成年後見制度制定 に至る経過にも触 れ、民法に基づく 法的理解を基礎 とする |
| | 5 | 成年後見制度 概論(2) | 1.5 | | | | |
| 3 平成21年 1月28日 | 6 | 認知症に関する 基礎的理解 | 1.5 | 認知症の基礎を理解する | 県立高松 病院 | 講師委任 | 成年後見人の知識 として必要な認知 症、知的障害、精 神障害に関する基 礎知識を習得する |
| | 7 | 知的障害及び精神障害 に関する基礎的知識 | 1.5 | 知的障害、精神障害の基礎を 理解する | | | |
| 4 平成21年 2月4日 | 8 | 高齢者福祉の基礎 を学ぶ | 1.5 | 身上監護に密接に関連する福 祉サービス法(老人福祉法、介 護保険法、障害者自立支援法 等)の基礎を理解する(住宅サー ビス、施設福祉サービ、他) | 行政機関 | 講師委任 | 高齢者虐待防止法 についても触れる 県内の福祉施設マッ プを資料配付する |
| | 9 | 障害者自立支援法 の基礎を学ぶ | 1.5 | | 行政機関 | | |
| 5 平成21年 2月11日 | 10 | 任意後見の基礎と 実務 | 2.0 | 任意後見契約に関する基礎的 理解と公正証書作成に至実務 を理解する | 金沢公証人 合同役場 | 講師委任 | 任意後見と同時に行う財産 管理や死後事務等の委任契 約及び任意後見に関連する 不祥事例等についても触れる |
| | 11 | 事例検討(2) | 1.0 | 任意後見契約に関する事例 | 石川県行政 書士会 | | |
| 6 平成21年 2月18日 | 12 | 財産管理の基礎 | 1.5 | 財産法の基礎を押さえる | 金沢弁護士会 | 講師委任 | 民法総則、物権、債権に ついて概要を復習する |
| | 13 | 消費者被害への 対応 | 1.5 | 特定商取引法、割賦販売法、消費 者契約法等の基礎を学び、消費 者被害の予防と対応を理解する | | 講師委任 | 信販会社との関係に も触れる |
| 7 平成21年 2月25日 | 14 | 身上監護基礎知識 | 1.0 | 「身上監護」の意味と基礎 知識を理解する | 石川県社会 福祉士会権 利擁護セン ターばあと な | 講師委任 | 社会保険、生活保護を概説 し、身上監護活動の留意点 (保証人や医療同意に係る 諸問題)についても触れる |
| | 15 | 権利擁護の基礎 知識 | 1.0 | 「権利擁護」の意味と基礎 知識を理解する | | 講師委任 | 権利擁護の基本理念、 最近の動向、自立支援 事業等に触れる |
| | 16 | 事例検討(3) | 1.0 | 身上監護に係る事例 | | | |
| 8 平成21年 3月4日 | 17 | 実習(1) | 1.5 | 法定後見の申立相談 | 石川県行政 書士会 | 「法定後見 申立セット」 | 法定後見の申立相談 の実務演習を行う |
| | 18 | 家庭裁判所との 関わり | 1.5 | 成年後見制度に係る家庭 裁判所の実務の実際を理解 する | 金沢家庭 裁判所 | 講師委任 | 申立予約、調査等家庭 裁判所の実際の実務 について説明し、審判 後の後見人の業務に についても触れる |
| 9 平成21年 3月11日 | 19 | 事例検討(4) | 1.0 | 成年後見事例 | 石川県行政 書士会 | 講師委任 | 総合的な後見事例か ら学ぶ |
| | 20 | 実習(2) | 2.0 | 後見受任後の実務演習 | | | 最初の事務報告の作 成演習 |
| 10 平成21年 3月18日 | | 日常生活自立支援 事業の基礎 | 1.5 | 社会福祉協議会による日常生活自 立支援事業(地域福祉権利擁護事 業)について理解する | 金沢市社会 福祉協議会 | 講師委任 | 成年後見制度との関 係についても触れる |
| | | 効果測定 | 1.0 | 事務局 | 石川県行政 書士会 | | テスト+レポート課題 |
| | | 研修のまとめ | 0.5 | 事務局 | | 研修終了後の事務に ついて説明する | |

合計→ 30.0

※研修科目は、講師および会場の都合等により、変更されることがある。